

熊本県生活困窮者自立支援プラン推進事業 (家計改善支援事業) 実施要綱

1 目的

本事業は、家計収支の均衡がとれていないなど、家計に課題を抱える生活困窮者等からの相談に応じ、相談者とともに家計の状況を明らかにして家計の改善の意欲を引き出した上で、家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言・指導等を行うことにより、相談者自身の家計を管理する力を高め、早期に生活が再生されることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、熊本県（以下「県」という。）及び八代市・人吉市・宇土市・上天草市・合志市とする。

ただし、事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者であって、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人その他の県が適當と認める民間団体に、事業の全部又は一部を委託することができる。

なお、委託期間は、4月1日から翌年3月31日までの1年度以内とするが、業務処理状況が良好である場合は、予算の範囲内で同一の団体に5年度を超えない範囲で契約更新して委託することができる。

業務の契約事務等は県が代表して行う。

3 支援対象者

本事業は、生活困窮者のうち次のいずれにも該当する者を支援の対象とする。

なお、生活困窮者以外であっても、生活保護受給者のうち家計改善支援の利用が適當と認められる者（以下「特定被保護者」という。）についても本事業の対象とすることができる。

- ア 県内町村部及び八代市・人吉市・宇土市・上天草市・合志市に居住する者
- イ 家計収支の均衡が取れていないなど家計に問題があり、家計の状況を把握できず、収支の変化が大きく債務や滞納などを抱え、経済的に生活に困窮している者

4 選定手続き

支援対象者は次の手続により選定するものとする。

(1) 生活困窮者

- ア 自立相談支援機関が策定した自立支援計画（以下「プラン」という。）に基づき、2に掲げる実施主体が設置する各福祉事務所（以下「福祉事務所」という。）等が支援決定した者
- イ 本事業の目的等について、生活困窮者に十分説明した上で、本人の意向を確認し、

参加に関する同意を得た者

ウ 自立相談支援機関は、本実施要綱に定める要件を満たす者のうち、本事業による支援が適当であると判断した者について、その対応の可否を事前に事業受託者に協議するものとする。

(2) 特定被保護者

ア 福祉事務所において、被保護者の意向を確認した上で、本事業における支援を実施することが適切か否かを検討し、特定被保護者候補者（以下「候補者」という。）として整理した者。なお、特定被保護者の選定基準は以下のとおりとする。

①生活の自立に向けた、以下のいずれかの具体的な指標に該当すること

1. 就労収入があり、生活保護からの自立を見据えた増収を目標にしている者。
2. 子どもの進学等に向けて入学金及び学費等の貯金を目標にしている者。
3. 世帯員が進学や就労などにより、被保護世帯を転出する予定で、転出後の生活費の貯金を目標にしている者。
4. 生活困窮者自立支援制度において、家計改善支援事業による支援が決定していた者で、生活保護制度へ移行した後も、引き続き家計管理等の支援を必要とする者。

②本人自身に関しては以下の全てを満たすこと

1. 第三者による金銭管理が必要な状態ではなく、自らの家計管理能力を高めることにより状況改善が見込まれる者。（生活保護費等による生活費のやり繰りが困難で、料金の滞納など家計管理に相当な問題を抱えており、ケースワークによる指導を受けているにも関わらず、改善が見られない状況が継続している者を含む。）
2. 将来的に生活保護に依存しない生活の実現を目指している、又は生活再建を強く希望している。
3. 本人が家計改善支援について理解し、支援を希望している。

イ 福祉事務所は、事業受託者に対し、アの候補者の支援可否について事前調整を行う。事前調整に際しては、支援に対する候補者の意向や希望、支援を必要とする理由、事業の利用見込期間その他必要な情報を事業受託者に共有する。

5 自立相談支援事業、就労準備支援事業及び家計改善支援事業の一体的実施

2 の実施主体において、自立相談支援事業、就労準備支援事業及び家計改善支援事業を一体的に実施することから、プランの協議又はプランに基づく支援の進捗状況の確認の際に参画すること。

また、これらの事業に従事する者に対して支援の実施状況や支援対象となっている生活困窮者の状態に関する情報を共有することなどにより、緊密な連携を図る体制を確保すること。

6 事業内容

本事業の実施に当たっては、家計表やキャッシュフロー表等を活用して相談者とともに生活困窮者の抱える家計に関する課題を「見える化」し、家計に関する問題の背景にある根源的な課題を整理して家計管理の力を高め、家計に関するプラン（家計再生プラン）を作成し、早期の生活再生を目指していくため、以下の取組を実施することとする。

(1) 支援内容

ア 家計管理に関する支援

相談者とともに、家計表やキャッシュフロー表を活用して、家計の見える化を図るとともに、家計収支の均衡を図るなどの出納管理の支援を行い、家計を相談者自らが管理できるよう支援を行う。

イ 滞納（家賃、税金、公共料金など）の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援
アセスメント段階で聞き取った相談者の状況や家計の状況、滞納状況などを勘案して徴収免除や徴収猶予、分割納付等の可能性を検討し、自治体の担当部署や事業所などとの調整や申請等の支援を行う。

ウ 債務整理に関する支援（多重債務者相談窓口との連携等）

多重・過剰債務等により債務整理が必要な者などに対しては、多重債務者相談窓口等と連携し、必要に応じて法律専門家へ同行して債務整理に向けた支援を行う。

エ 貸付のあっせん

相談者の家計の状況を把握し、一時的な資金貸付が必要な場合、貸付金の額や用途、家計再生の見通しなどを記載した「貸付あっせん書」を作成し、本人の家計の状況や家計再生プランなどを貸付機関と共有し、貸付の円滑・迅速な審査につなげる。

オ 出張相談の実施

2の実施主体が設置する自立相談支援機関等（県にあっては県福祉事務所単位を目安とする）の求めに応じ、出張相談を実施するとともに、定期的に巡回相談を実施する。

(2) 支援の流れ

家計改善支援事業と自立相談支援事業は、アセスメントの結果や相談者の状況変化等の必要な情報を常に共有し、適切に連携を図りながら支援を行う。また、事業を実施する中で把握した生活困窮者を自立相談支援事業につなぐ体制を確保するものとする。

ア 生活困窮者の把握、アウトリーチ

自立相談支援機関との連携体制を構築するとともに、多重・過剰債務の相談窓口や貸付機関、自治体の関係部署等との連携を図り、早期発見のためのネットワークを構築する。

また、必要に応じ積極的に家計管理に関する講習会や出張相談等を実施するな

ど、対象者の早期把握に向けた取組を行う。

イ アセスメント

相談者の生活の状況と家計を見る形で示すため、家計改善支援員は、家計表の作成を通じて家計収支の状況を具体的に把握した上で、支援の方向性を検討する。あわせて、就労状況、家族の課題等の必要な情報を把握する。

ウ 家計再生プラン策定

アセスメントの結果を踏まえて、相談者の意向と真に解決すべき課題を整理し、生活を早期に再生させるための家計再生プランを作成する。この際には、生活再生の目標を具体的に捉えるため、家計表やキャッシュフロー表を活用する。

エ 支援調整会議への参加

家計改善支援事業の実施にあたっては、自立相談支援機関がプランを作成することとされており、その際には、家計改善支援員も原則として自立相談支援機関が開催する支援調整会議に参加し、家計の視点から協議することが望ましい。

オ 支援サービスの提供

相談者の状況に応じて、上記（1）による支援サービスを提供する。

カ モニタリング

定期的な面談により家計の改善状況や家計管理に対する認識や意欲の向上などを確認し、自立相談支援機関との情報共有を図る。

キ 家計再生プランの評価

家計再生プラン策定時に定めた期間が終了した場合、もしくはそれ以前に本人の状況に大きな変化があった場合に、設定した目標の達成度や、支援の実施状況、支援の成果、新たな生活課題はないかなどの確認を行う。これにより、支援を終結させるか、又は新たに家計再生プランを作成して支援を継続するかを判断する。

7 支援期間

家計再生プランによる支援期間は原則1年とするが、相談者の状況により柔軟に対応するものとする。

8 貸付機関との連携

貸付機関については、生活福祉資金貸付事業を行う県社会福祉協議会のほか、母子父子寡婦福祉資金等の公的貸付制度と連携することが考えられる。なお、これらの公的貸付制度は市町村民税非課税世帯を対象とするなど対象者が限定されていることから、本事業の利用者にはこれらの対象にはならない者も含まれることが考えられる。その場合、これらの公的貸付制度のほか、消費生活協同組合等の貸付事業を行う機関との連携も図りながら、利用者の一時的な資金ニーズを充足できるように支援を進める。

9 配置職員

家計改善支援員は、原則として厚生労働省が実施する養成研修を受講し、修了証を受けた者（ただし、当分の間は、この限りでない。）とし、3で定めた地域の困窮者を支援するための拠点を設け、同拠点には最低1名以上の支援員を配置する。

なお、配置する家計改善支援員は次のいずれかに該当する者など、生活困窮者への家計に関する相談支援を適切に行うことができる人材であること。

ア 消費生活専門相談員、消費生活アドバイザー又は消費生活コンサルタントの資格を有する者

イ 社会福祉士の資格を有する者

ウ 社会保険労務士の資格を有する者

エ ファイナンシャルプランナーの資格を有する者

オ その他アからエに掲げる者と同等の能力又は実務経験を有する者

10 実施上の留意事項

(1) 事業の実施に当たっては、「生活困窮者自立支援制度に関する手引きの策定について」の改正について（令和7年4月1日社援地発0401第24号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知の別添5「家計改善支援事業の手引き」を参照すること。

(2) 相談支援に当たっては、「家計改善支援事業の手引き」別冊に掲載している様式を参考に、地域の実情に応じて適宜、様式を使用することが望ましい。

(3) 当委託業務については、県の承認を得て一部を再委託することができる。

(4) 関係機関と個人情報を共有する場合は本人から同意を得ておくなど、個人情報の取扱いについて適切な手続きを踏まえること。

(5) 事業開始後速やかに年間事業計画を策定し、県へ提出し協議を行うこと。計画に変更がある場合は、速やかに県に変更後の計画書を提出し協議を行うこと。

附 則

この要綱は、平成27年2月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年2月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

2 第2「予算の範囲内で同一の団体に5年度を超えない範囲で契約更新して委託することができる。」については、令和3年4月1日を起算日とする。

附 則

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

2 実施主体に規定する「予算の範囲内で同一の団体に5年度を超えない範囲で契約更新して委託することができる。」については、令和8年4月1日を起算日とする。